

千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、スマートシティの実現に向けて、テクノロジーの活用などにより市民生活の質の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、地域課題の解決や新たな価値の創造に資する民間企業等が行う実証事業の実施に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、当該民間企業等に対し補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、民間企業、大学、研究機関その他団体(以下「事業者」という。)であって、千葉市内においてテクノロジー活用による実証事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、千葉県スマートシティ実証事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により市長が附する条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。

(6) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市スマートシティ実証事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定により事業者が補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、千葉市スマートシティ実証事業補助金交付申請取下届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更交付の申請等)

第8条 事業者は、規則第5条第1項第1号の規定に該当するときは、千葉市スマートシティ実証事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定したときは、千葉市スマートシティ実証事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 事業者は、規則第5条第1項第2号の規定に該当するときは、千葉市スマートシティ実証事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 事業者は、規則第5条第1項第3号の規定に該当するときは、速やかに千葉市スマートシティ実証事業補助金遅延等報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

5 第1項、第3項及び前項に規定する申請書等には、必要書類を添付しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規則による報告は、千葉市スマートシティ実証事業補助金状況報告書（様式第8号）により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、千葉市スマートシティ実証事業補助金実績報告書（様式第9号）により、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市スマートシティ実証事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(交付の請求)

第12条 事業者は、規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金の額の確定通知を受け取った日以後、千葉市スマートシティ実証事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市スマートシティ実証事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市スマートシティ実証事業補助金返還命令書(様式第13号)によるものとする。

(補助金の経理)

第15条 事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、かつこれらの補助事業に関する書類を、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第16条 市長は、必要と認めるときは、事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(その他)

第17条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

事業名		スマートシティ実証事業		
		テーマ型	自由提案型	
補助事業		本市が明示する地域課題に対し、テクノロジーの活用により解決を図るもので、公益性が高く、市民生活の質の向上に資する実証事業	本市が明示する分野等の範囲内で、テクノロジーの活用により地域課題の解決や新たな価値の創出を図るもので、公益性が高く、市民生活の質の向上に資する実証事業	
補助対象経費	報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費		
	旅費	事業の実施に必要な事業者旅費		
	機器装備費	実証事業に必要となるシステム、アプリケーションの装備等に要する経費及び既に構築されているシステム、アプリケーションの改良・機能拡充等に要する経費		
	実証事業実施経費	事業の実施に係る経費（人件費を含む）		
	事務費	消耗品費	事業の実施に必要な物品の購入等に要する経費	
		印刷費	事業の実施に必要な資料等の印刷に係る経費	
		資料作成費	事業の実施に必要な資料作成に係る経費	
		通信運搬費	事業の実施に必要な郵便代、通信費、運送料として支払われる経費	
	その他の経費	使用料	事業の実施に必要な機器、システム、会場等のリースに要する経費（当該事業でのみ使用されるものに限る。）	
		その他の経費	事業の実施に必要な経費であり、他のいずれの区分にも属さないもので、市長の認めるもの（当該事業でのみ使用されるものに限る。）	
補助率		補助対象経費の2分の1以内 ※ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		
補助限度額		5,000千円		
その他		実証時に得られる利用料、寄付金や広告料などの収入及び国、地方公共団体の補助金などは、補助対象経費から控除する。		
補助対象外経費		<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象事業に関わる経費のうち、交付決定前に発生した経費 2 システムやアプリケーション等の開発に係る経費 3 コンサルティングに係る経費 4 間接経費（収入印紙代、振込手数料等） 5 補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 6 他の千葉市の補助制度の対象となった経費（千葉市の補助金を活用した地方公共団体、その他の団体等の補助も含む。） 7 その他、経済的かつ合理的と認められる範囲を超える経費や事業目的に照らして直接関係しない経費など、市長が適切でない判断する経費 		

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金交付申請書

千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補 助 事 業 名	
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
補助事業の効果・目標	
補助事業の着手予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日
補助金交付申請額	金 円
添 付 書 類	<p>1 事業計画書(事業内容、予算計画(経費内訳)、実施体制、スケジュール、補助対象経費の積算等が確認できるもの)(任意様式)</p> <p>2 要件確認申立書(様式第1号の2)</p> <p>※共同企業体の場合は代表企業及び構成員すべての申立書を添付すること。</p>

(担 当 者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

要件確認申立書

千葉市補助金等交付規則(以下「規則」という。)第3条の規定に基づき、千葉市スマートシティ実証事業補助金交付要綱に係る交付申請を行うに当たり、規則第4条の2第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、いずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

千葉市スマートシティ実証事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市スマートシティ実証事業補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	補助金額の確定後
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知があった標記補助事業について、下記の理由により取り下げたいので、千葉県補助金等交付規則第7条第1項及び千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第7条の規定により届出します。

記

理 由	
-----	--

(担 当 者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記のとおり(経費配分・内容)を変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号及び千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">・変更後の事業計画書(事業内容、予算計画(経費内訳)、実施体制図、スケジュール等が確認できるもの)・経費変更の場合、配分変更の内容が確認できる書類・その他市長が必要とする書類

(担 当 者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

千葉市スマートシティ実証事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け変更交付申請のあった千葉市スマートシティ実証事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市スマートシティ実証事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

千葉市長

変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 額	円
補助金交付予定時期	
交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、下記の理由により補助事業を(中止・廃止)したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第2号及び千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により申請します。

記

中止(廃止)する事業の内容等	
中止(廃止)の理由 ※中止(廃止)の理由は、できるだけ詳細に記入すること。	
中止の期間 (廃止となる日)	年 月 日 ~ 年 月 日
添付書類	下記の書類の写し ・補助金交付決定通知書 ・その他市長が必要とする書類

(担 当 者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金遅延等報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、遅延が発生することとなったため、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第3号及び千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助事業の進捗状況	
遅延等の内容及び原因	
遅延等に対する措置	
今後の予定	

(担 当 者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金状況報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号により交付決定の通知があった補助事業について、千葉県補助金等交付規則第10条及び千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況	
-----------	--

(担 当 者)

所 属

担 当 者 名

E m a i l

電 話 番 号

F A X 番 号

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県指令 第 号で交付決定を受けた千葉県スマートシティ実証事業補助金に係る事業実績について、千葉県補助金等交付規則第12条及び千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助事業の完了日	年 月 日
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の実施内容が確認できる書類 2 経費内訳書及び当該経費の根拠資料(領収書等) 3 補助事業の成果物各種(実証で得られたデータ等の検証結果及び当該検証データ等) 4 その他市長が必要とする書類

(担 当 者)
所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号
F A X 番 号

千葉市スマートシティ実証事業補助金額確定通知書

年 月 日付け実績報告書により、次のとおり 年度千葉市スマートシティ実証事業補助金を確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助事業の 経費精算額	円
補助金の確定額	円
備 考	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第11号

年 月 日

(あて先) 千 葉 市 長

住 所

氏 名 (法人の場合は商号又は名称及び代表者)

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県スマートシティ実証事業補助金交付請求書

千葉県スマートシティ実証事業補助金交付要綱第12条の規定により、補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

[_____ 年 月 日付け千葉県達 第 _____ 号により交付確定]

(添付書類)

- ・補助金交付決定通知の写し
- ・補助金額確定通知の写し

(担 当 者)

所 属
担 当 者 名
E m a i l
電 話 番 号
F A X 番 号

千葉市達 第 号
年 月 日

千葉市スマートシティ実証事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市スマートシティ実証事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市スマートシティ実証事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	円
還付すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。